

令和2年第2回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和2年6月15日(月)

1 提出議案件数

予算関係	1 件	
条例関係	4 件	
事件関係	3 件	計 8 件

2 個別議案の概要

第65号議案 令和2年度加須市一般会計補正予算(第3号)

(1) 今回補正予算額	159,757千円
(2) 補正後予算額	50,984,949千円
(3) 補正予算の主な内容	
(歳入)	
ア 地方譲与税	5,000千円
イ 分担金及び負担金	▲11,893千円
ウ 国庫支出金	33,121千円
エ 県支出金	5,625千円
オ 繰越金	188,443千円
カ 諸収入	▲75,539千円
キ 市債	15,000千円
(歳出)	
ア 人事管理事業	578千円
イ 公共施設等再整備基金事業	1,289千円
ウ マイナンバー活用事業	3,136千円
エ 民生委員・児童委員活動推進事業	2,330千円
オ 産後サポート・ケア事業	377千円
カ 民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業	1,667千円
キ 教育・保育に係る教材費等補助事業	6,600千円
ク 民間放課後児童健全育成事業	17,536千円
ケ 生活保護適正実施推進事業	660千円
コ 担い手育成支援事業	3,203千円
サ 会の川整備支援事業	5,060千円
シ 枝線用排水路改修事業	6,500千円
ス 道路維持管理事業	13,000千円
セ 幹線道路側溝事業	32,000千円
ソ 生活道路側溝事業	2,500千円
タ 生活道路新設改良事業	21,300千円

チ 橋りょう維持改良事業	16,000千円
ツ 旧川浚渫推進事業	15,000千円
テ 公園整備事業	5,500千円
ト 調整池維持管理事業（市街化区域）	9,900千円
ナ 避難所整備事業	7,382千円
ニ 特別支援教育推進事業	10,001千円
ヌ 学校いきいきステーション事業	100千円
ネ 小学校施設整備事業	3,855千円
ノ 公立幼稚園管理運営事業	6,519千円
ハ 給食センター管理運営事業	▲32,236千円

(4) 地方債の補正

ア 追加

起債の目的	限度額
(ア) 旧川浚渫推進事業	15,000千円

第66号議案 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 利用実績及び居宅介護サービスによる代替を踏まえた重度障害者寝具乾燥車派遣事業の廃止に伴い、当該事業に関する事務を市独自利用事務から除くこと。
- (2) 内 容 ア 重度障害者寝具乾燥車派遣事業を廃止したことに伴い、当該事業に関する事務を、条例で定める個人番号を利用できる事務（市独自利用事務）から除くこと。
イ 公布の日から施行すること。

第67号議案 加須市税条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税措置の対象にひとり親を、所得控除にひとり親控除を追加し、及び所有者不明土地等に係る固定資産税の課税に関する規定の創設等を行うとともに、規定の整備をすること。
- (2) 件 名 ア 加須市税条例の一部改正（第1条による改正）
イ 加須市税条例の一部改正（第2条による改正）
- (3) 内 容 【第1条による改正】
ア 次のとおり個人の市民税について改めること。
（ア） 非課税措置の対象となる範囲に、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親^{*}を加えること。
^{*}婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者
（イ） 所得控除について、寡夫控除を廃止し、ひとり親控除（控除額

- 30万円)を追加すること。
- (ウ) 租税特別措置法による低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する課税の特例を適用すること。
- イ 次のとおり固定資産税について改めること。
- (ア) 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が不明である場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとすること。
- (イ) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)は、現所有者であることを知った日の翌日から3箇月を経過した日までに、住所、氏名等必要な事項を記載した申告書を提出することとすること。
- (ウ) 正当な事由がなくてイ(イ)の申告をしなかった者に対し、10万円以下の過料を科すること。
- ウ 市たばこ税について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算すること。
- エ 法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合とすること。
- オ その他規定の整備をすること。
- カ 公布の日から施行すること。ただし、ウについては令和2年10月1日から、ア及びエについては令和3年1月1日から施行すること。
- キ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条による改正】

- ア 市たばこ税について、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算すること。
- イ その他規定の整備をすること。
- ウ 令和4年4月1日から施行すること。ただし、アについては、令和3年10月1日から施行すること。
- エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

.....
第68号議案

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設され、地方税法の一部改正により課税の特例として整備されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例を改めること。
- (2) 内 容 ア 国民健康保険税の課税額の算定について、低未利用土地等の譲渡に係

る長期譲渡所得に対する課税の特例を適用すること。
イ 令和3年1月1日から施行すること。

第69号議案 加須市手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されたため、当該カードの再交付に係る手数料を廃止し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る規定の整備等を行うこと。
- (2) 内 容
- ア 別表第1について、個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該カードの再交付に係る手数料の規定を削ること。
 - イ 別表第4における建築物の認定制度について、次のとおり改めること。
 - (ア) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定対象に、複数の建築物の連携による取組を追加すること。
 - (イ) 共同住宅及び住宅用途を含む建築物の一次エネルギーの算定において、共用部分の床面積を対象外とする算定方法を追加すること。
 - (ウ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分のエネルギー消費性能の評価方法に新たな簡易評価方法を追加すること。
 - ウ 公布の日から施行すること。

第70号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

- (1) 趣 旨 鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議すること。
- (2) 内 容
- ア 鴻巣行田北本環境資源組合の名称を彩北広域清掃組合に変更することに伴い、規約を変更すること。
 - イ 埼玉県知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用すること。

第71号議案 工事請負契約の締結について

- (1) 趣 旨 小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の請負契約を締結すること。
- (2) 内 容 契約内容は次のとおり。
- ア 工 事 名 小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事
 - イ 施工場所 加須市本町4番25号外29校
 - ウ 履行期限 令和3年3月25日
 - エ 請負金額 3億591万円
 - オ 請負業者 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地6大宮センタービル9階
株式会社関電工埼玉支店

-
- 第72号議案 市道路線の廃止について
- (1) 趣 旨 道路利用状況により不用路線となる道路を廃止すること。
- (2) 内 容 市道5577号線
-